平成２５年（再イ）第２６０号

横浜市港北区大豆戸町925番地１大倉山第２コーポラスＤ―415

再生債務者　平林　孝康

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年６月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月12日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第１号

三重県松阪市高町598番地１　ペンションハイツ１Ｆ号室

再生債務者　中村　雄紀

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年６月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月12日　　津地方裁判所松阪支部

平成２５年（再イ）第６４号

松山市空港通６―18―20レオパレスエスポワール206号室

再生債務者　藤岡　敏男

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年６月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月12日

岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第３４号

札幌市豊平区水車町１丁目８番18―312号

再生債務者　和田　泰弘

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年６月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月12日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第３号

北海道室蘭市高砂町１丁目21番21号　新日鉄緑が丘第２寮

再生債務者　齋藤　則彦

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年６月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月12日

札幌地方裁判所室蘭支部再生係

平成２６年（再イ）第３号

長野県佐久市横和283番地２　フォレストＡ201

再生債務者　丸田　浩之

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年６月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月12日

長野地方裁判所佐久支部再生係

平成２６年（再イ）第１０号

岐阜市福富2139番地65

再生債務者　藤野　清孝

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年６月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月12日　　岐阜地方裁判所

平成２６年（再イ）第２号

岡山県倉敷市西阿知町新田31番地11　マンションみやび202号

再生債務者　森本　政幸

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年６月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月12日　岡山地方裁判所倉敷支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部茨城業務部公告第５号

取手都市計画事業下高井特定土地区画整理事業に係る草間秀雄氏に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第５項の規定に基づく仮換地指定通知及び同法第99条第２項の規定に基づく仮換地の使用収益開始日の通知について、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成26年６月25日

取手都市計画事業

下高井特定土地区画整理事業

施行者

独立行政法人都市再生機構

首都圏ニュータウン本部

つくば・千葉常磐担当推進役　海岸　茂美

記

１　氏名及び住所

氏名　草間　秀雄

住所　茨城県取手市寺田4370番地

２　仮換地指定通知の内容

草間　秀雄外１名の従前の宅地及び仮換地

従前の宅地

所在　取手市寺田字大山

地番　4379―１

地目　山林

登記地積　17㎡

基準地積　18.29㎡

仮換地

街区番号、画地番号及び地積

46街区、８画地　18.29㎡

仮換地の指定の効力発生の日

平成26年２月10日

草間　秀雄外６名の従前の宅地及び仮換地

従前の宅地

所在　取手市寺田字大山

地番　4454―１

地目　原野

登記地積　143㎡

基準地積　159.04㎡

仮換地

街区番号、画地番号及び地積

43―２街区、１画地　80.84㎡

仮換地の指定の効力発生の日

平成26年２月10日

３　仮換地の使用収益開始日の通知の内容

草間　秀雄外１名の従前の宅地及び仮換地

従前の宅地

所在　取手市寺田字大山

地番　4379―１

地目　山林

登記地積　17㎡

基準地積　18.29㎡

仮換地

街区番号、画地番号及び地積

46街区、８画地　18.29㎡

仮換地について使用又は収益を開始することができる日

平成26年５月25日

草間　秀雄外６名の従前の宅地及び仮換地

従前の宅地

所在　取手市寺田字大山

地番　4454―１

地目　原野

登記地積　143㎡

基準地積　159.04㎡

仮換地

街区番号、画地番号及び地積

43―２街区、１画地　80.84㎡

仮換地について使用又は収益を開始することができる日

平成26年５月25日

注意

従前の宅地について権原に基づき使用し、又は収益することができる者は、この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、この仮換地を使用又は収益することができますが、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。

教示

１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）

２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上